

介護予防サービス

1 要支援者の支給限度額

旧基準	旧基準	単位	新基準	単位
要支援1		月	4,970	月
要支援2			10,400	月
要介護1				

2 介護予防通所介護

要支援1			2,226	月
要支援2			4,353	月

2-1 介護予防通所リハビリ

要支援1			2,496	月
要支援2			4,880	月

※ 送迎・入浴を含む

2-2 加算

運動器機能向上加算			225	月
栄養改善加算			100	月
口腔機能向上加算			100	月
アクティビティ加算			81	月
事業所評価加算			100	月

要支援状態の一定の維持・改善

3 介護予防訪問介護

週1回程度(要支援1. 2)Ⅰ			1,234	月
週2回程度(要支援1. 2)Ⅱ			2,468	月
Ⅱを超えて必要(要支援2)Ⅲ			4,010	月

地域密着型サービス

1 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援1			4,469
要支援2			7,995
経過的要介護			4,469
要介護1			11,430
要介護2			16,325
要介護3			23,286
要介護4			25,597
要介護5			28,120

※ 運営推進会議の設置と管理者の研修

※ 利用できないサービス一覧

2 夜間対応型訪問介護(Ⅰオペレーションセンターを設置する、Ⅱ設置しない)

① 夜間対応型訪問介護Ⅰ

基本夜間対応型訪問介護費			1,000	月
定期巡回サービス費			347	回
随時訪問サービス費Ⅰ			580	回
随時訪問サービス費Ⅱ			780	回

② 夜間対応型訪問介護Ⅱ

2,760 月

3 認知症対応型通所介護・介護予防認知症通所介護 6~8時間

要支援1			435	6~8時間
要支援2			460	6~8時間
経過的要介護			452	6~8時間
要介護1			469	6~8時間
要介護2			486	6~8時間
要介護3			503	6~8時間
要介護4			520	6~8時間
要介護5			537	6~8時間

4 認知症対応型生活介護

改定率

要支援2			831	日	1.044
要介護1	796		831		1.044
要介護2	812		848		1.044
要介護3	828		865		1.045
要介護4	844		882		1.045
要介護5	861		900		1.045

※ 夜間は夜勤体制

4-2 グループホームを活用したショートステイ(上限3人)

要支援2			861	日
要介護1			861	
要介護2			878	
要介護3			895	
要介護4			912	
要介護5			930	

4-3 医療連携体制加算

39

5 地域密着型特定施設入所者生活介護

基本は特定施設入所者生活介護と同じ

夜間看護体制加算 10 日

6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

基本単位 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)「従来型個室」
地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)「多床室」

ユニット型地域密着型介護福祉施設(Ⅰ)「ユニット型個室」
 ユニット型地域密着型介護福祉施設(Ⅱ)「ユニット型準個室」
 ※介護福祉施設サービス費と同額
 加算 小規模拠点集合型施設加算

50日

7 居宅介護支援・介護予防支援

基本単位

居宅介護支援(Ⅰ) 件数40件未満		改定率	
要介護1, 2	1,000		1.18
要介護3~5	1,300		1.53
居宅介護支援(Ⅱ) 件数40~60件未満			
要介護1, 2	600		0.71
要介護3~5	780		0.92
居宅介護支援(Ⅲ) 件数60件以上			
要介護1, 2	400		0.47
要介護3~5	520		0.61

旧基準		計	
50	8500		425000
新基準			
20	10000		200000
15	13000		195000
8	4000		32000
	計		427000

経過的要介護居宅介護支援費
 850 850

加算 初回加算

初回	250	月
退院・退所	600	月

特定事業者加算

500月

※過去3ヶ月で以下の基準を満たしている場合	
・主任介護支援専門員の管理者の配置(当分の間、ケアマネとして3年間の経験を有し一定の研修)	
・常勤専従の介護支援専門員の3人以上の配置	
・利用者の内、中重度者のしめる割合が60%以上であること	
・24時間緊急呼び出し対応体制	
・定期的な研修の実施又は外部研修への参加	
・地域包括支援センターから紹介された支援困難ケースの受託とセンター実施の事例検討会への参加	
・減算要件に該当しないこと	
・介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が35件を超えず、かつ介護予防支援業務の委託を受けている	

特定事業所集中減算

▲200月

前6ヶ月のケアプランに位置づけられた居宅サービスのうち、訪問介護サービス等について特定事業所の割合が90%以上
 ただし、ケアプラン数が行っていいかである場合等を除く

運営基準減算の見なおし

減算	基本単位の70%
2ヶ月以上継続は	基本単位の50%
※要件	
・サービス担当者会議の開催又は担当者への紹介を行っていない場合	
・ケアプラン原案を利用者又は家族に説明し、文書の合意を得て、計画を利用者及び担当者に交付していない場合	
・特段の理由が無く、1ヶ月に1度利用者の居宅を訪問し、利用者 に面接していない場合	
・モニタリング結果を記録していない状態が1ヶ月以上継続している場合	

介護予防支援

基本単位	旧基準	改定率
	850月	400月 0.471
初回加算		250

訪問系サービス

1 訪問介護

基本単位

生活援助	30分~1時間未満	208
	1時間以上	291

特定事業所加算

体制要件	3つ該当	20%アップ	ヘルパー研修・サービス提供責任者の業務/指示と報告
人材要件	2つ該当	10%アップ	介護福祉士30%・サービス提供責任者全て5年以上経験
重度対応要件			利用者のうち要介護4, 5が20%以上

3級ヘルパー減算

予防給付	10%	20%
介護給付	10%	30%

* 3級ヘルパーは21. 3. 31まで、それ以降は介護保険対象外

2 訪問入浴

介護予防訪問入浴 1250 854 0.683 介護職員を2名から1名へ

3 訪問看護

4 訪問リハ

5 通所系サービス

①通所介護

6~8未満 改定率

単独型

要支援	572	経過的要1	707	1.236
要介護1~	709	要介護1	790	1.114
要介護3~	1006	要介護2	922	1.300
		要介護3	1055	1.049
		要介護4	1187	1.180

d小規模事業所の場合前年1月300人未満

要介護5	1320	1.312
------	------	-------

併設型

要支援	482
要介護1～	614
要介護3～	903

経過的要介護1	608	1.261
要介護1	677	1.103
要介護2	789	1.285
要介護3	901	0.998
要介護4	1013	1.122
要介護5	1125	1.246

通常規模事業所前年1月300人以上

* 前年1月900人以上の場合は、90%を算定

②通所リハ

要支援	563
要介護1～	699
要介護3～	972

経過的要介護1	591	1.050
要介護1	688	0.984
要介護2	842	1.205
要介護3	995	1.024
要介護4	1149	1.182
要介護5	1303	1.341

◆ 加算

①栄養マネジメント加算

栄養マネ加算

100回

* 月2回3ヶ月まで

②口腔機能向上加算

口腔加算

100回

* 月2回3ヶ月まで

③若年性認知症加算

60日

④入浴加算見なおし

入浴介助

44回

50回

1.136

特別入浴

65

0.769

⑤療養通所介護費

1000 3～6時間未満

難病・末期ガン医療連携

1500 6～8時間未満

6 短期入所系サービス

①短期入所サービス共通

ア緊急短期入所ネットワーク

50日

短期入所と連携し24時間相談体制

イ虐待ケース対応

災害時と同様超過定員の扱い

②短期入所療養介護

日帰り利用施設

760日

難病等中重度者医療連携

③短期入所生活介護

夜間看護体制

10日

在宅のなじみの看護師からのサービス提供確保

在宅中重度受入加算

425日

7 特定施設入所者生活介護

改定率

①基本単位	要支援	238	日
	要介護1	549	
	要介護2	616	
	要介護3	683	
	要介護4	750	
	要介護5	818	

要支援1	214	0.899
要支援2	494	0.900
経過的要介護1	214	
要介護1	549	1.000
要介護2	616	1.000
要介護3	683	1.000
要介護4	750	1.000
要介護5	818	1.000

②加算

夜間看護体制

10日

③外部サービス利用型特定施設入居者生活介護

基本 介護給付

84日

予防給付

63

出来高 訪問介護

身体介護

90 15分

* 1時間30分以上は540単位+15分増す毎37単位

生活援助

45 15分

* 1時間30分までの評価

通院等乗降介助

90 1回

他の訪問系及び通所系サービス 各サービスの基本部分の90%

指定福祉用具貸与 通常と同様

予防給付

訪問系及び通所系 各サービスの基本部分の90%

指定福祉用具貸与 通常と同様

【限度額】

経過的要介護	6,505	月
要介護1	16,689	
要介護2	18,726	
要介護3	20,763	
要介護4	22,800	
要介護5	24,867	

* 養護老人ホームにおける特定施設入居者生活介護

8 福祉用具貸与・販売

要支援者・要介護1について現行「福祉用具の選定の判断基準」を踏まえつつ例外を除き対象外

対象外品E・特殊寝台
・車いす
・床ずれ防止用具・体位変換器

	・認知症老人徘徊探知機 ・移動用リフト
例外	・日常的に起きあがり困難者 ・日常的寝返り困難者

9 介護保険施設

(1)各施設共通

【介護老人福祉施設】

①ユニット型介護福祉施設

		改定率	
要介護1	641 日	要介護1	657 1.025
要介護2	688	要介護2	728 1.058
要介護3	736	要介護3	798 1.084
要介護4	784	要介護4	869 1.108
要介護5	831	要介護5	929 1.118

②介護福祉施設サービス(多床室)

		改定率		ユニット比較
要介護1	659	要介護1	639 0.970	0.973
要介護2	730	要介護2	710 0.973	0.975
要介護3	800	要介護3	780 0.975	0.977
要介護4	871	要介護4	851 0.977	0.979
要介護5	941	要介護5	921 0.979	0.991

【介護老人保健施設】

①ユニット型

		改定率	
要介護1	689	要介護1	784 1.138
要介護2	738	要介護2	833 1.129
要介護3	791	要介護3	886 1.120
要介護4	845	要介護4	940 1.112
要介護5	898	要介護5	993 1.106

②多床室

		改定率		ユニット比較
要介護1	801	要介護1	781 0.975	0.975
要介護2	850	要介護2	830 0.976	0.976
要介護3	903	要介護3	883 0.978	0.978
要介護4	957	要介護4	937 0.979	0.979
要介護5	1,010	要介護5	990 0.980	0.980

【介護療養型医療施設】

①ユニット型

		改定率		ユニット比較
要介護1	690	要介護1	785 1.138	0.996
要介護2	800	要介護2	895 1.119	0.997
要介護3	1,038	要介護3	1,133 1.092	0.997
要介護4	1,139	要介護4	1,234 1.083	0.998
要介護5	1,230	要介護5	1,325 1.077	0.998

②多床室

		改定率	
要介護1	802	要介護1	782 0.975
要介護2	912	要介護2	892 0.978
要介護3	1,150	要介護3	1,130 0.983
要介護4	1,251	要介護4	1,231 0.984
要介護5	1,342	要介護5	1,322 0.985

◇ ユニット型施設に対する基準等の見なおし

・人員基準等について明確化し、満たしていない施設は97/100で算定
・基準 日中は常時1人以上の介護職員又は看護職員の配置
夜間及び深夜は、2ユニット毎に1人以上の介護職員又は看護職員を配置
ユニット毎に常勤のユニットリーダーを配置

◇経口維持加算の創設

経口移行加算		経管栄養等	
経口栄養等	28 日	経管栄養等	28 日
		経口維持加算	
		嚥下障害	28
		誤嚥下	5

*算定は原則180日

◇在宅復帰支援機能の強化

在宅復帰支援機能加算 10 日

◇サービスの質の確保

- ①感染症管理体制の強化
- ②介護事故に対する安全管理体制

③身体拘束廃止に向けた取組

身体校則廃止未実施減算 ▲5 日

(2)介護老人福祉施設

ア 重度化対応加算 10 日

・看護師等の配置と夜間の24時間連絡体制確保、看取り指針策定

イ ジュニットケア加算の創設(12人程度の小グループ単位、プライバシーに配慮した居室、ユニット同様の人員配置)

5 日

ウ 看取り介護加算(死亡前30日を限度に死亡月に加算)

施設・居宅	160 日
上記以外	80 日

エ 在宅・入所相互利用加算(複数の利用者が交互に利用・入所期間は3ヶ月が限度)
30 日

(3)介護老人保健施設

ア 試行的退所サービス費の創設(1月に6日を限度)

800 日

イ サテライト型老人保健施設サービス費(在宅復帰を支援する29人以下の老健施設)
単位は介護老人保健施設と同様(180日を限度)

ウ リハビリテーション機能加算の見なおし

加算	30 リハマネジメ	25	
	短期集中	60 日	* 3ヶ月以内

エ 認知症ケアの見なおし

認知症短期リハ	60 日	* 3ヶ月以内
認知症病棟加算	76	* 指定要件に個別ケアの要件を追加

(4)介護療養型医療施設

ア リハビリテーションの見なおし(特定診察費)

①リハマネ、短期集中リハ加算の創設

リハ計画加算	480 月	リハマネ	25 日
日常動作	300 月	短期集中	60 日
リハ強化加算・創設			35 回

②理学療法、作業療法、言語聴覚療法の見なおし

理学療法	250 回	廃止
理学療法Ⅰ	180	理学療法Ⅰ 180 回
理学療法Ⅱ	100	理学療法Ⅱ 100
理学療法Ⅲ	50	理学療法Ⅲ 50
作業療法	250	廃止
作業療法Ⅰ	180	作業療法Ⅰ 180
言語聴覚療法	250	廃止
言語聴覚療法Ⅰ	180	言語聴覚療法Ⅰ 180

③療養環境の改善(充たさない施設は減算)

略